

2026 年 10 月 22 日

12006

## フィリピン共和国

|      |     |
|------|-----|
| 長期格付 | A-  |
| 見通し* | 安定的 |
| 短期格付 | —   |

※長期格付は、原則として長期発行体格付を表示

## ▼概要

フィリピン共和国は、7,000 を超える島からなる島嶼国家で、北部のルソン地域、中央部のビサヤ地域、南部のミンダナオ地域から構成される。国土面積は約 30 万 km<sup>2</sup>（日本の約 8 割）である。人口は東南アジアの中ではインドネシアに次いで第 2 位（25 年：1.14 億人）、名目 GDP はインドネシア、シンガポール、タイ、ベトナムに次いで第 5 位（25 年：4,871 億米ドル）である。

フィリピンは 100 以上の民族から構成されており、タガログ族、セブアノ族、タウスグ族などがある。また、先住民を含む多様な民族集団に加え、中国系、スペイン系などが存在する。言語は、タガログ語を基礎とするフィリピン語と英語が公用語となっている。また、キリスト教国であり、国民全体の約 8 割がカトリック教徒である。一方、イスラム教は 5% 程度だが、その多くが同国南部のミンダナオ島に居住している。

## ▼政治・社会基盤

政治体制は大統領を元首とする立憲民主制に基づく共和国である。大統領は国民による直接選挙により選出され、任期は 1 期 6 年であり、再選は憲法により禁止されている。議会は上下両院の二院制である。

フェルディナンド・ロムアルデス・マルコス Jr.氏が、22 年 6 月に第 17 代フィリピン共和国大統領に就任した。副大統領はロドリゴ・ロア・ドゥテルテ前大統領の娘のサラ・ツィンメルマン・ドゥテルテ氏。就任当初両者は協力していたが、外交姿勢や改憲に対する温度差、麻薬対策、ドゥテルテ前大統領に対して国際刑事裁判所（ICC）から逮捕状が発付されたことへの対応をめぐって対立が深まっている。サラ副大統領による公金の不正使用疑惑も、両者の対立を深める要因となった。機密費の不正使用や大統領に対する脅迫などを理由と

して、25 年にサラ副大統領に対する弾劾手続きが開始されたが、手続き上の瑕疵により終了した。26 年には再度、サラ副大統領に対する弾劾手続きが開始され、上院で弾劾裁判が続いている。

マルコス Jr.政権は、インフレーション、感染症の社会・経済面での損失、財政健全化などの短期的な問題と、より質の高い雇用創出、インフラ開発、官僚機構の効率性強化などの中期的な課題の双方に対処するため、22 年 7 月に「8 項目の包括的な社会経済政策アジェンダ」を発表した。本アジェンダに基づきフィリピン開発計画（23-28）が策定され、22 年 12 月に承認された。同計画は、ドゥテルテ前大統領が推進してきた成長路線を継承し、物価の安定、慎重な財政運営、インフラ開発、外資誘致を支える規制・政策環境の整備を通じて、雇用創出の活性化と貧困削減の加速を図り、経済・社会構造の変革と高成長軌道への回帰を目指している。特にインフラ開発については、「Build, Better, More」政策の下インフラ投資を推進しており、公共インフラ支出を補完するものとして官民連携（PPP）も活用している。また、28 年までに貧困率を 1 桁台に低下させることにも注力している。持続的な経済成長、緩やかなインフレ率、おおむね良好な労働市場を背景に、25 年の貧困率は過去最低の 9.7% となり、初めて 1 桁台に低下したことで、28 年の目標を 3 年前倒しで達成した。

25 年には、一部の治水事業の実施状況や監督体制をめぐって懸念が生じた。これを受け、マルコス Jr.大統領は同年 7 月に過去 3 年間の治水事業の調査を指示し、政府は事業の計画、予算計上、調達、支払いに至るプロセスの見直しや審査の厳格化を進めている。その後、公共事業道路省（DPWH）の職員、建設業者、国会議員等の関与が疑われる不正の調査に発展した。審査の厳格化に伴い一部の公共事業の執行が停滞し、民間投資にも下押し圧力がかかった。25 年後半以降、建設投資

が減少し、26 年前半の経済成長を下押しする一因となった。政府は既に配分した予算の執行を加速させる方針であり、審査体制の整備と事業再開に伴い、26 年後半には公共インフラ支出の増加ペースが加速すると見込まれている。

これまでの複数の政権にわたり、政府は主要なイスラム系分離独立派勢力であるモロ・イスラム解放戦線 (MILF) と和平交渉を進めてきた。アキノ政権時の 14 年に「バンサモロ包括的和平合意」が成立した。これにより、既存のムスリム・ミンダナオ自治地域 (ARMM) に取って代わる自治政府の樹立に向けたプロセスに入り、18 年に「バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域 (BARMM) 基本法」が成立、19 年にバンサモロ暫定移行政府 (BTA) が設置された。初の議会選挙は、コロナ禍への対応や選挙制度の整備に加え、スール州の BARMM からの除外や選挙区割りをめぐる司法判断の影響により数度延期されたが、26 年 9 月 14 日に実施された。選挙で選出される議会議員の任期は同年 10 月 30 日に始まり、現在の BTA による暫定統治から、初の選挙を経た正式な議会・自治政府へ移行することとなる。

政府は、MILF 元戦闘員を平和的かつ生産的な市民として地域社会に再統合することを目指し、除隊、武器の廃棄、生計支援、教育・職業訓練、旧 MILF 拠点の地域開発などからなる正常化プログラムを実施している。これまでに MILF 戦闘員 2 万 6,145 人と銃器 4,625 丁の除隊・廃棄手続きが完了している。一方、MILF は 25 年 7 月、政府による社会経済支援など和平合意上の義務が十分に履行されていないとして、残る約 1 万 4,000 人の戦闘員と約 2,450 丁の武器を対象とする最終段階の除隊を延期した。政府と MILF は正常化プロセスの履行をめぐる協議を継続しており、政府は 26 年以降、除隊済み戦闘員への支援状況や旧 MILF 拠点におけるインフラ、生計、教育等の事業を改めて検証し、未実施の施策を進めている。

フィリピンにおけるテロリズム、急進化、暴力的過激主義による脅威は、特にミンダナオ島において、軍事的措置、平和構築に向けた取り組み、和平合意の実施によって和らいできた。フィリピン国軍の公表値によると、国内テロ組織の構成員は 16 年の 1,257 人から 25 年には約 50 人まで減少し、近年は構成員の投降や主要指導者の排除により、組織の指揮系統や作戦能力が低下している。治安作戦では、25 年 12 月にダウラ・

イスラミヤ・ハッサン・グループの指導者モハメド・ウスマン・ソライマンが死亡した。もっとも、BARMM とその周辺では小規模な武装組織による襲撃や地域紛争、選挙に関連した暴力が引き続き発生している。このため政府は、MILF との和平プロセスを基盤として、治安部隊による対策に加え、元戦闘員の社会復帰、旧紛争地域の開発、過激化防止および地域社会を通じた平和構築を進めている。

## ▼経済基盤

フィリピンはインドネシアに次いで東南アジア第 2 位の人口を有する。特筆すべきはその人口動態における若年層人口の多さであり、年齢中央値は 26.6 歳と、ASEAN の中でも良好な人口構成を有する。フィリピンの生産年齢人口 (15~64 歳) 比率は、フィリピン統計庁によると 24 年時点で 66.7%であった。生産年齢人口は当面増加する見込みであり、人口動態面から内需が押し上げられるほか、労働投入の増加が潜在成長率を下支えることで、中長期的に安定した経済成長が期待される。フィリピンの一人当たり GDP は 4,278 米ドル (25 年) にとどまるものの、コロナ禍の影響を受けた 20 年を除き、堅調な内需を背景に近年 6%程度の高成長を維持してきた。25 年の実質 GDP 成長率は、洪水対策事業を巡る不正の調査を受け、政府が公共事業全般の審査や執行プロセスを見直し、強化したことによって公共投資が減少し、4.4%に減速した。26 年上半年も公共投資が低迷するなか、中東情勢悪化を受けた原油・食品価格上昇により同期間のインフレ率が平均 4.8%に達したことを背景に家計消費が弱含み、実質 GDP 成長率は前年同期比 2.6%となった。下半期には公共インフラ投資の回復や物価安定化政策の効果等が見込まれ、26 年通年の実質 GDP 成長率は 3%台半ばになると想定している。

フィリピンは、輸出指向型工業への転換が遅れ、製造業の GDP 構成比は 17.3% (25 年) と低い。その一方、サービス業は、英語を話す能力の高い人材に支えられたビジネス・プロセス・アウトソーシング (BPO) が拡大している。BPO 収入は 25 年に 335 億米ドル、26 年上半年に 154 億米ドルとなった。AI による事業環境の変化が見込まれる中、同産業では、自動化の活用拡大、人材の技能向上、分析業務、AI を活用した支援、グローバル・ケイパビリティ・センター (GCC) など、より付加価値の高いサービスへの移行が進められてい

る。また、豊かな自然に加え、157 カ国の国民を対象とする査証免除措置や直行便の拡充によるアクセスの改善を背景に、観光業にも強みを有する。サービス業の GDP 構成比は徐々に上昇しており、25 年には 63.8% となった。農林水産業の GDP 構成比は徐々に低下し、25 年には 7.9% となった。一方、依然として就業者の 20% 前後が農林水産業に従事している。

「8 項目の包括的な社会経済政策アジェンダ」は、①食糧安全保障、交通網改善、安価でクリーンなエネルギー、②医療と社会保障、教育、③就業能力の向上、デジタル経済、研究開発・イノベーション、④インフラ投資、⑤グリーン経済とブルー経済、⑥健全な財政管理と官僚機構の効率化、⑦市場競争の改善と公平な競争環境、⑧公衆秩序、安全、平和、安全保障で構成されている。フィリピン開発計画（23-28）は、長期ビジョン「AmBisyon Natin 2040」に沿った第 2 次中期計画である。16 年に採択されたこの長期ビジョンは、40 年までに上位中所得国入りし、安定した、安全で貧困のない社会を実現することを目指している。同計画では特にデジタル化とサービス業活性化が強調されており、競争力のあるサービス業のさらなる進展が企図されている。

インフラ整備に向けて、政権はインフラギャップを埋めるための「Build, Better, More」政策を掲げ、23 年と 24 年のインフラ投資はいずれも GDP 比 5.8% に達した。しかし、25 年後半に治水事業をめぐる不正問題が表面化したことを受け、公共事業道路省（DPWH）所管事業の審査や支払い手続きが厳格化され、公共事業の執行が一時的に減速した。この結果、25 年のインフラ投資は 1 兆 3,200 億ペソ、GDP 比 4.7% に低下した。政府は、事業の計画、予算計上、調達、施工確認および支払いに関する手続きを強化している。インフラ投資は 26 年に GDP 比 4.2%、27 年に同 4.0% と、当面 4% 台で推移する計画となっている。一方、26 年後半には、既に配分された予算の執行や審査を終えた事業の再開により、公共インフラ支出が前半から持ち直すことが見込まれている。

投資環境の整備では、24 年 11 月に、21 年の企業復興税優遇法（CREATE 法）を改正する CREATE MORE 法が成立した。同法は、登録事業者に対する税制優遇の最長適用期間を 10 年から最長 17 年または 27 年へ延長したほか、強化控除制度を利用する登録事業者の法人所得税率を 25% から 20% に引き下げ、電力費用の追

加控除を拡充した。また、輸出企業等による物品・サービスの購入に適用される付加価値税ゼロ税率の対象を明確化し、投資促進機関による優遇措置の承認権限を拡大した。25 年 2 月には施行規則が署名され、CREATE 法施行前から登録されている企業に関する経過措置、付加価値税ゼロ税率証明書の適用要件、二重登録の禁止など、具体的な運用方法が明確化された。これらの措置を通じ、政府は税制上の予見可能性を高めるとともに、国内外からの投資誘致と登録事業者の事業継続・拡大を促している。

26 年 4 月、フィリピンは米国主導の多国間協力構想「Pax Silica」に 13 番目の署名国として参加した。同構想は、人工知能（AI）、半導体、電子部品、重要鉱物等のサプライチェーンの強靱化を目的とするものである。米国とフィリピンは同構想の下、ルソン経済回廊に位置するニュー・クラーク・シティに約 4,000 エーカーの経済安全保障区域を整備し、半導体・電子部品、AI 関連設備、重要鉱物の加工等を対象とする先端産業の投資拠点とする計画を発表した。政府は、高付加価値技術の推進、国内の豊富な鉱物資源、半導体・電子産業の既存集積、英語力を有する人材活用を通じて、原材料の輸出や組立工程にとどまらず、加工、先端製造、研究開発など付加価値の高い工程の国内集積を図る計画であり、関係国や民間企業との協議を進めている。電力・デジタルインフラの整備、人材育成、環境・地域社会への影響に対処することが、事業の具体化に向けた課題となっている。

22 年から 23 年にかけて物価が大幅に上昇した後、24 年から 25 年にかけて物価上昇率は鈍化した。所得の増加や雇用・賃金の改善を背景に、25 年の貧困率は 9.7% と 1 桁台に低下し、政府目標の 12.9~13.2% を下回った。インフレ率も 23 年 2 月の 8.7% をピークに鈍化し、25 年 7 月には 6 年ぶりの低水準となる 0.9% まで低下した。しかし、26 年には中東情勢の悪化と原油供給をめぐる懸念から国際原油価格が高騰し、輸入燃料への依存度が高いフィリピンでは、燃料、運輸、電力、食料などに価格上昇が波及した。この結果、インフレ率は 26 年 3 月の 4.1% から 4 月には 7.2% へ急上昇し、政府目標の 3% を大幅に上回った。その後、インフレ率は 5 月に 6.8%、6 月に 6.4%、7 月に 6.2%、8 月には 6.1% へ低下したものの、引き続き政府目標の 3% を上回っている。これを受け、フィリピン中央銀行（BSP）は、物価上昇圧力の広がりを抑制し、インフレ期待を

安定させるため、26年4月以降、政策金利を機動的に引き上げている。直近の金融政策会合では、翌日物リバースレポ金利の誘導目標を0.25%引き上げ、5.0%とした。

## ▼対外ポジション

経常収支は03～15年の間黒字を維持してきた。これは主に、サービス収支と第二次所得収支の堅調な流入によるものである。ビジネス・プロセス・アウトソーシング産業（BPO）の収入がサービス収支を押し上げ、海外労働者送金が第二次所得収支を支えた。これらの流入は貿易赤字の相殺に寄与した。16年以降は、ドゥテルテ政権とマルコス Jr.政権による大規模インフラ開発を支える原材料・中間財の輸入増加に加え、企業活動の拡大を支える資本財の輸入増加を主因に貿易赤字が拡大し、経常収支も16年に赤字へ転じた後、コロナ禍で内需が落ち込んだ20年を除き、おおむね赤字で推移している。25年は、電子製品輸出の増加や安定した海外労働者送金、BPO収入、堅調な観光収入に支えられ、経常赤字はGDP比3.3%（24年4.0%）に改善した。26年上半期の経常赤字は154億米ドル、GDP比6.4%となった。フィリピンが地域の半導体・電子産業のサプライチェーンに参加していることは輸出入の双方を支えており、輸入された電子部品や中間財が国内生産と半導体輸出に用いられている。AI関連技術に対する世界的な需要の高まりも、半導体・電子製品への需要を支えると見込まれる。BSPは、原油価格の上昇による交易条件の悪化等により、26年の経常収支はGDP比3.6%の赤字となる見通しを示している。

経常収支赤字の一部は、引き続き直接投資の純流入によって賄われている。25年の直接投資の純流入は、慎重な投資家姿勢や世界的な金融・政策面の不確実性を背景に、債務性資金の流入が減少したことで、GDP比1.3%と24年（1.5%）から若干減少した。26年上半期の直接投資の純流入は34億米ドルとなり、主に製造業、金融・保険業、不動産業に向かった。直接投資の流入には、ベニグノ・アキノ政権以降の投資環境の改善に向けた取り組みに加え、ドゥテルテ政権およびマルコス Jr.政権の下で進められた大規模インフラ開発や包括的税制改革などが寄与してきたとみられる。今後は、CREATE MORE法、26年戦略的投資優先計画（SIPP）、戦略的投資のためのグリーンレーン、投資家リース法の改正、分野別改革など、投資主導型の改革が投資環

境を一段と改善し、将来の投資流入を支えるは見込まれる。

対外債務残高は25年末でGDP比30.3%となった。26年6月末の対外債務残高は1,549億米ドル、GDP比31.6%と、引き続き管理可能な水準にある。堅調な資本流入やグローバル債の発行などにより、外貨準備は1,000億米ドル超の水準を維持しており、25年末には輸入の7ヵ月分超となる1,108億米ドルとなっている。26年8月末の外貨準備も1,048億米ドルと十分な水準を維持した。米国の関税政策変更の影響で不確実性が高まっているが、外貨流動性ポジションは堅固であり、今後も対外ショックに対する極めて高い耐性を維持するとみている。フィリピンの対米輸出の60%超が追加関税の対象外となっており、新たな米国関税へのエクスポージャーが比較的限定的であることも、こうした耐性を支えている。また、発効済みまたは交渉中の自由貿易協定（FTA）が23件に上り、輸出市場の多様化と特定の貿易相手国への依存軽減に寄与している。

## ▼金融システム

金融システムは安定している。現在の銀行部門は、ユニバーサルバンク、商業銀行、貯蓄銀行、農村銀行、協同組合銀行から構成される。このうち、ユニバーサルバンクおよび商業銀行の総資産は、銀行部門総資産（BSP除く）の93.4%（25年末）を占める。25年のユニバーサルバンクおよび商業銀行の貸出残高は、電気・ガス等の産業への貸出やクレジットカード等の家計向け貸出が拡大したことから、前年比11.2%増加した。ユニバーサルバンクおよび商業銀行の不良債権比率は、コロナ禍前は1%台であったが、コロナ禍により21年末に3.6%となった後、25年末には2.8%となっている。25年末の自己資本比率は、連結ベースで16.0%と、BSPが定める下限（10%）や国際標準の8%を大きく上回る。

不動産向けの貸出残高の増加率は、14～15年にかけて前年比20%を超えていたが、16年以降は銀行が不良債権比率を抑制すべくより慎重な貸出基準を採用したことなどにより、徐々に低下し、25年12月には6.6%となっている。住宅価格は、高金利環境の継続により25年は前年比1.6%増と緩やかな上昇となっている。

海外労働者送金は堅調に流入しており、25年は前年比3.3%増加し356億米ドル（GDP比7.3%）に達した。26年上半期の海外労働者送金は前年同期比2.4%増の171億米ドルとなった。また、これまでの堅調なフロー

を背景として、フィリピン国内で外貨建て預金・貸出等取引が認可されている FCDU (Foreign Currency Deposit Units) の外貨建て預金残高は、25 年末で 598 億米ドルに達している。

## ▼財政基盤

財政ポジションは一定の健全性を維持しているものの、コロナ禍で拡大した財政赤字対 GDP 比の縮小には時間を要している。19 年に 3.4%であった財政赤字対 GDP 比は、20 年以降コロナウイルス感染症対策の支出により拡大し、21 年には 8.6%まで悪化した。マルコス Jr.政権は、中期財政枠組の中で、効果的かつ効率的な公共支出を通じて、30 年までに財政赤字対 GDP 比を 3.5%、中央政府債務残高 GDP 比を 63.1%とする方針を示しており、財政赤字を漸進的に改善させてきた。金利上昇による利払い費の増加にもかかわらず、財政支出の増加を抑制し基礎的財政収支を改善させることで、25 年の財政赤字 GDP 比は前年の 5.7%から 5.6%に小幅に低下した。中央政府債務残高 GDP 比は、インフラ投資を推進したドゥテルテ政権が財政赤字を一定の水準にとどめたことで、19 年末には 39.6%にまで改善した。しかし、20 年以降の財政赤字拡大により、25 年末の同比率は 63.2%にまで上昇している。もっとも、JCR が格付けする A レンジのソブリンとの比較では、なお比較的低い水準にある。一般政府の債務残高 GDP 比も、中央政府債務残高の増加に伴い、25 年末には 56.8%と前年末の 53.9%から上昇した。

マルコス Jr.政権は、前政権が開始した CTRP を引き継ぎ、歳入確保の強化に向けた税制改革と、デジタル化を通じた税務行政改革を推進している。25 年 7 月施行の Capital Markets Efficiency Promotion 法 (CMEPA) は CTRP の第 4 弾に位置付けられ、受動的所得に対する課税の簡素化や上場株式の取引税率の引き下げを通じて、資本市場の競争力向上と投資家層の拡大を図っている。24 年 11 月成立の CREATE MORE 法は登録企業に対する税制優遇措置を拡充・明確化し、投資制度の競争力と予見可能性を高めた。24 年 1 月成立の納税円滑化法は申告・納付手続きの簡素化とデジタル化を進め、24 年 6 月成立の不動産評価・査定改革法は統一的不動産評価制度と取引データベースを整備した。また、24 年 10 月成立のデジタルサービス VAT 法は、国外事業者が国内で提供するデジタルサービスを VAT の対象とし、国内事業者との課税上の競争条件を均衡

させた。さらに、25 年 9 月には大規模金属鉱業向け財政制度強化法が成立し、鉱業課税の統一、ロイヤルティおよび超過利潤税の導入により、政府の適正な歳入確保と投資家にとっての予見可能性向上が図られた。これらの改革は、課税対象の拡大と徴税・評価制度の効率化を通じて税収基盤を強化するとともに、税制の透明性や国際競争力の向上を通じて投資環境の改善に寄与している。

## ▼総合判断・格付の見通し

格付は、堅調な内需に支えられた持続的な経済成長、低水準に抑制された対外債務、外貨準備の蓄積等の対外ショックに対する耐性などを評価している。他方、農村開発などを通じた所得格差是正およびインフラ整備が引き続き重要課題である。公共事業実施ペースの低下や、原油価格上昇による消費落ち込みにより、足元経済は減速している。これに伴い財政の改善ペースは鈍化し、政府債務残高 GDP 比は 60%台半ばで推移する見通しである。政府は投資環境の改善や産業高度化に取り組んでおり、経済成長率は中期的に再び高まると JCR ではみている。経常収支は赤字が続いているものの、その一部は直接投資の純流入によって賄われている。外貨準備も高水準に維持されており、対外ショックに対する耐性は引き続き高い。政府は中期財政枠組に基づき段階的な財政再建を進めており、財政の健全性は一定程度維持されるとみている。

マルコス Jr.政権は、財政健全化と、インフラ開発および貧困削減に向けた投資の継続との両立を図る政策を実施している。今後、政権が指標としている一人当たり所得の向上や、産業構造の高度化、国内雇用機会の拡大、インフラ投資の継続等がみられれば、格付上プラスに働く。一方、財政改革の後退がみられる場合には、格付上マイナスの要因となる。

(担当) 増田 篤・岩崎 晋也

## 12006 フィリピン共和国

## ●主要経済財政指標

|                          |                 | 2021  | 2022  | 2023  | 2024  | 2025  |
|--------------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一人当たり名目 GDP              | 米ドル             | 3,580 | 3,645 | 3,905 | 4,090 | 4,278 |
| 実質 GDP 成長率               | %               | 5.7   | 7.6   | 5.5   | 5.7   | 4.4   |
| 消費者物価 (CPI) 上昇率 (期中平均)   | %               | 3.9   | 5.8   | 6.0   | 3.2   | 1.7   |
| 中央政府基礎的財政収支/GDP          | %               | -6.4  | -5.0  | -3.6  | -2.8  | -2.5  |
| 中央政府財政収支/GDP             | %               | -8.6  | -7.3  | -6.2  | -5.7  | -5.6  |
| 中央政府債務/GDP               | %               | 60.4  | 60.9  | 60.1  | 60.7  | 63.2  |
| 一般政府債務/GDP               | %               | 53.4  | 54.2  | 53.6  | 53.9  | 56.8  |
| 経常収支/GDP                 | %               | -1.5  | -4.5  | -2.8  | -4.0  | -3.3  |
| 貿易収支/GDP                 | %               | -13.4 | -17.2 | -15.1 | -14.9 | -13.7 |
| 金融収支/GDP                 | %               | -1.6  | -3.4  | -3.1  | -4.1  | -2.2  |
| 外貨準備高 (ORA)              | 十億米ドル           | 108.8 | 96.1  | 103.8 | 106.3 | 110.8 |
| 外貨準備高/財・サービス輸入           | 月               | 9.7   | 7.2   | 7.6   | 7.3   | 7.3   |
| 外貨準備高/短期対外債務             | 倍               | 5.5   | 3.9   | 4.0   | 4.1   | 4.1   |
| 対外債務/GDP                 | %               | 27.0  | 27.5  | 28.7  | 29.8  | 30.3  |
| 対米ドル為替相場 (期中平均)          | フィリピン<br>ペソ/米ドル | 49.3  | 54.5  | 55.6  | 57.3  | 57.5  |
| 自己資本比率 (ユニバーサルバンク及び商業銀行) | %               | 17.1  | 16.1  | 16.9  | 16.5  | 16.0  |
| 不良債権比率 (ユニバーサルバンク及び商業銀行) | %               | 3.6   | 2.9   | 3.0   | 3.0   | 2.8   |
| 国内信用残高/GDP               | %               | 77.7  | 77.2  | 76.5  | 77.6  | 81.0  |

\* 直近期は、速報値をもとに指標などを掲載する場合があります

(出所) フィリピン統計局、中央銀行、財務省 (DoF)、財務局 (BTr)、IMF、CEIC

## ●格付明細

| 対象                           | 格付 | 見通し* | 発行額<br>(百万単位) | 通貨  | 利率<br>(%) | 発行日        | 償還期限       | 公表日        |
|------------------------------|----|------|---------------|-----|-----------|------------|------------|------------|
| 自国通貨建長期発行体格付                 | A- | 安定的  | -             | -   | -         | -          | -          | 2026.08.28 |
| 外貨建長期発行体格付                   | A- | 安定的  | -             | -   | -         | -          | -          | 2026.08.28 |
| 第 1 回円貨債券(2022)(サステナビリティボンド) | A- | -    | 52,000        | JPY | 0.76      | 2022.04.22 | 2027.04.22 | 2026.08.28 |
| 第 11 回円貨債券(2018)             | A- | -    | 40,800        | JPY | 0.99      | 2018.08.15 | 2028.08.15 | 2026.08.28 |
| 第 2 回円貨債券(2022)(サステナビリティボンド) | A- | -    | 5,000         | JPY | 0.95      | 2022.04.22 | 2029.04.20 | 2026.08.28 |
| 第 15 回円貨債券(2019)             | A- | -    | 22,700        | JPY | 0.59      | 2019.08.15 | 2029.08.15 | 2026.08.28 |
| 第 3 回円貨債券(2022)(サステナビリティボンド) | A- | -    | 7,100         | JPY | 1.22      | 2022.04.22 | 2032.04.22 | 2026.08.28 |
| 第 4 回円貨債券(2022)(サステナビリティボンド) | A- | -    | 6,000         | JPY | 1.83      | 2022.04.22 | 2042.04.22 | 2026.08.28 |

## ●長期格付推移（長期発行体格付またはそれに準ずる格付）

| 日付         | 格付   | 見通し*  | 発行体名     |
|------------|------|-------|----------|
| 1996.07.29 | BBB- | －     | フィリピン共和国 |
| 1997.06.13 | BBB  | －     | フィリピン共和国 |
| 2001.06.12 | BBB  | 安定的   | フィリピン共和国 |
| 2002.12.27 | BBB  | ネガティブ | フィリピン共和国 |
| 2005.04.15 | BBB- | 安定的   | フィリピン共和国 |
| 2005.07.15 | BBB- | ネガティブ | フィリピン共和国 |
| 2006.04.24 | BBB- | 安定的   | フィリピン共和国 |
| 2007.07.06 | BBB- | ポジティブ | フィリピン共和国 |
| 2009.03.04 | BBB- | 安定的   | フィリピン共和国 |
| 2011.04.28 | BBB- | ポジティブ | フィリピン共和国 |
| 2013.05.07 | BBB  | 安定的   | フィリピン共和国 |
| 2015.07.06 | BBB+ | 安定的   | フィリピン共和国 |
| 2019.04.19 | BBB+ | ポジティブ | フィリピン共和国 |
| 2020.06.11 | A-   | 安定的   | フィリピン共和国 |

\*「見通し」は、長期発行体格付の見通し。クレジット・モニターの場合は、見直し方向を表示

本ウェブサイトに記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。